

意匠道場2018

～講義とディスカッションで楽しむ90分～

11月開場のお知らせ



意匠出願の登録率は約85%ありますが、登録に至るまでには拒絶理由が通知されるケースも少なくはありません。意匠出願における拒絶理由の多くは、公知意匠に類似するという理由（意匠法第3条1項3号）、または、公知意匠に基づいて容易に創作することができるという理由（意匠法第3条2項）となります。特に、先行登録意匠に類似するとの拒絶理由は、出願に係る意匠を実施すると先行登録意匠に対する意匠権侵害に直結することから、より慎重な検討が必要となります。

今回の「中間対応の巻」では、意匠審決の事例内容を検討しながら、類似の拒絶理由通知および創作非容易性の拒絶理由通知を受けた場合の対応についてディスカッションしたいと思います。

「意匠道場」では、通年で4回、今回は3回目となります。各回完結型でディスカッションを含め90分間を予定しています。

「意匠道場」終了後には、ささやかではありますが、毎回、懇親会を開催しています。



【募集対象】 企業知財のご担当者様（初中級者前提ですが、経験者の方々のご参加も歓迎です。）

【人数】 ディスカッションを行ないます関係上、毎回20名様までの先着順と致しますこと、ご理解をお願い致します。

【年間スケジュール予定】

- 第1回：平成30年 6月13日（水）
戦略的意匠出願の巻 **【終了】**
- 第2回：平成30年 9月12日（水）
画像意匠の巻 **【終了】**
- 第3回：平成30年11月 7日（水）
中間対応の巻
- 第4回：平成31年 2月13日（水）
外国意匠の巻

【第3回テーマ】

中間対応の巻

意匠審決の事例内容を検討しながら、類似の拒絶理由通知および創作非容易性の拒絶理由通知を受けた場合の対応についてディスカッションします。

勉強会 18:30～20:00

懇親会 20:00～21:30

開催日

第3回：平成30年11月7日（水）18時30分～20時00分

開催場所

特許業務法人深見特許事務所 会議室

（大阪市北区中之島3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト26階）

募集人数

20名（定員になり次第締め切らせていただきます）

発表担当

特許業務法人深見特許事務所

意匠部部長 兼 機械第2部副部長

中西 輝 弁理士

受講料

無 料（原則として大阪発明協会会員限定）

申込先

一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>)

電話 06-6479-1926 FAX 06-6479-3930

大阪発明協会会員限定勉強会 「意匠道場2018」 第3回参加申込書

大阪発明協会行
FAX 06-6479-3930

申込日 年 月 日

開催日	テーマ	定員
11月7日(水) 18時30分～20時00分	中間対応の巻	20名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	懇親会(無料:20:00～) (いずれかに○をつけて下さい)	E-mail
			参加する 参加しない	
			参加する 参加しない	

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

※20時閉演のあと、懇親会(無料)を開催します。時間に余裕がありましたら是非ご参加下さいますようよろしくお願いいたします。

◆電車によるアクセス◆

- ◇地下鉄/京阪ご利用の場合
 - 京阪中之島線「渡辺橋」駅下車
13番出口直結
 - 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅下車
4番出口直結
 - 地下鉄御堂筋線・京阪本線
「淀屋橋」駅下車7番出口より徒歩6分
- ◇JRご利用の場合
 - JR「大阪」駅桜橋口より徒歩11分
 - JR東西線「北新地」駅下車11-5番出口より徒歩8分

◆深見特許事務所入室方法◆

17:30以降、事務所扉が施錠されます。内線電話がありますのでお呼び頂ければ開錠いたします。大幅に遅れられた場合、内線電話に誰も出ない可能性があります。その場合は事務所にお電話(06-4707-2021)を頂ければ所員が開錠いたします。